

平成16年7月30日

各 位

株式会社 リそなホールディングス

### 受給権者の年金引き下げについて

りそなグループの厚生年金基金であるりそな厚生年金基金(理事長 山岡 和馬)は、本年4月30日に厚生労働省に対して、受給権者(OB)の給付減額を柱とした加算年金制度の変更についての申請を行っておりましたが、7月28日付で厚生労働大臣の認可を受け、8月1日をもって制度を変更することが決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、減額幅は、すでにお知らせしているとおり、従前の給付条件が退職した銀行あるいは時期により異なるため、受給権者ごとに異なりますが、全体では平均13.1%、最大で21.8%の引下げとなります。

また、決算への影響については、試算段階では本件により厚生年金基金の財政上の不足金を約390億円圧縮できる見込みであり、企業会計においても、グループ全体でほぼ同程度退職給付債務を圧縮できる見込みとなっております。

ただし、退職給付債務および損益上の影響につきましては、制度の変更に伴い設定しております一時金支払いにかかる経過措置の利用状況によって変動しますので、確定後すみやかに公表いたします。

以 上